

2024年7月30日
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号機における長期施設管理計画の 認可申請について

当社は、原子炉等規制法^{※1}の改正による原子炉施設の高経年化に関する新たな制度^{※2}に基づき、島根原子力発電所2号機の長期施設管理計画を策定し、本日、原子力規制委員会に認可申請しました。

当社は、島根原子力発電所2号機について、現行制度に基づき、高経年化技術評価^{※3}を実施するとともに長期施設管理方針^{※4}を策定し、本年4月24日に、原子力規制委員会から当該管理方針に係る原子炉施設保安規定変更認可を受けています（[同日お知らせ済み](#)）。

このたび申請した長期施設管理計画は、原子炉等規制法の改正に伴い、新たな高経年化対策制度のもとで運転開始から30年以降の運転を継続していくにあたり、同法の施行日前日（2025年6月5日）までに原子力規制委員会の認可を受けることが求められているものです。

長期施設管理計画には、現行の高経年化技術評価と長期施設管理方針の内容に加え、必要な部品の製造中止等に備えた対応などを新たに記載しています。

当社は、このたびの申請に係る原子力規制委員会による審査に適切に対応するとともに、引き続き、発電所設備の適切な施設管理に努め、発電所の安全確保に万全を期してまいります。

※1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

2023年5月31日改正、2025年6月6日施行

※2 運転開始から30年以降の運転を継続しようとする場合、10年を超えない期間ごとに、設備の劣化に関する技術的な評価を行い、評価結果を踏まえた施設管理等を定める長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

※3 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物等に発生しているか、または発生する可能性のあるすべての経年劣化事象の中から、高経年化対策上重要な経年劣化事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性の評価を行うとともに、現状の施設管理が有効かどうかを確認し、追加すべき施設管理を抽出すること。

※4 高経年化技術評価結果から抽出された施設管理に関する方針。

(添付資料)

別紙：島根原子力発電所2号機 長期施設管理計画の概要

以上

島根原子力発電所 2号機 長期施設管理計画の概要

(太枠内が新たに記載した項目)

主な項目	主な内容
長期施設管理計画の期間	2025年6月6日 ～ 2029年2月9日 (原子炉等規制法の施行日から運転開始40年目の前日まで)
劣化評価の方法および結果	安全上重要かつ長期にわたり使用する機器・構造物等の経年劣化状況を把握するための点検結果を踏まえて、将来的な経年劣化の進展に係る技術的な評価を実施する。 日常的な施設管理に加えて、次に定める「劣化管理をするために必要な措置」を実施することで、運転開始から30年以降も健全性を維持できると評価した。
劣化管理をするために必要な措置	劣化評価の結果を踏まえ、日常的な施設管理に加え、以下の施設管理を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温度や圧力の変化を伴うプラントの起動・停止等の事象により原子炉圧力容器等に亀裂が生じないことを確認するため、当該事象の回数を管理する ・ 中性子の照射によって原子炉圧力容器が脆くなっていないことを確認するため、今後の照射量を踏まえた試験の実施計画を策定する ・ 内部流体の流れによる配管の肉厚減少に対して、定期的な測定により管理している余裕をもった肉厚（管理値）を下回る可能性が生じた場合は、配管の取替等の対策を行う
製造中止品等に対する管理※ ¹ (サプライチェーン等の管理)	他原子力事業者やプラントメーカーとの連携等により、製造中止品に係る情報収集を行い、必要により在庫品の確保、特別生産、同等品への取替等の対応を行う。
劣化管理に係る方針および目標※ ²	経年劣化状況を把握するための点検を実施し、結果を将来的な経年劣化の進展に係る技術的な評価に用いるとともに、最新の知見も踏まえ必要な場合には長期施設管理計画の見直しを検討するなど継続的な改善を行っていく。
劣化管理に係る品質マネジメントシステム※ ²	機器・構造物の劣化を管理するための品質マネジメントシステム※ ³ を定めた。

※1 製造中止品管理手順書の内容をもとに記載

※2 原子炉施設保安規定の内容をもとに記載

※3 保安活動の計画、実施、評価および改善に関して、自らの組織の管理監督を行うための仕組み